

平成25年度第3回文化財保護委員会（議事録）

と き：平成26年3月25日（火） 10:30～12:00

ところ：美里町近代文学館 2階 町民ギャラリー

参加者：文化財保護委員 5名 佐藤憲一、栗野敬一、只野龍馬、曾根昭夫、扇晴美
美里町教育委員会教育総務課課長補佐兼文化財係長 末永裕悦

主査 太田務 技師 岩淵 竜也

事務局：「開会」10:20

全員が揃ったので成立である。お忙しい所、ご出席いただき感謝申し上げます。少々早いが始めさせていただく。まず文化財保護委員長より挨拶をお願いしたい。

委員長：先月の第2回文化財保護委員会において、指定文化財素山貝塚について、遺物を中心に東北大学考古学研究室にて説明を受けた。全員で現地確認も行い、十王山の槻ノ木と併せて答申準備ができたと考えている。本日はこの2点と今年度の事業報告がなされる。よろしくご審議願いたい。

事務局：では協議に入る。議長を委員長にお願いする。

委員長：それではさっそく協議に入る。まず、第1号議案について事務局説明願う。

事務局より資料を基に説明。

委員長：今年度の事業報告について説明があったが何か質問、意見はあるか。

栗 野：7番の町史編さんに携わった故斉藤芳郎さんの資料整理についてはどうだったか。

事務局：町内に存する被災資料の整理という観点から整理作業を行ったが、これまでの作業の中で町史編纂時に借用した資料といったものは確認されていない。小牛田町史よりも田尻町史に関する資料のほうが多かったが、個人宅の古文書などについてはいずれも一次資料はなかった。北浦村、中埴村の行政資料などは見つかった。

栗 野：噂では、返却されなかったような内容であるが。

委員長：確かにそのような噂ではあったようだが、今回の調査の結果、そのような資料が無かったということは、「返却した」ということの裏付けであろう。そういった意味では資料が見つからずに良かったと言える。今回の調査を持って、そのような資料がなかったということは齋藤さんのお宅にとっても良かったということになる。私は、史料は返したと聞いている。返却後どうなったかは別の問題だが。

委員長：ほかにないか。それでは4番の伝統芸能について。「伝統芸能の集い」で両神楽とも拝見したが、全国的にも保存については苦労している状況がある。年中行事的にずっと続けられたが時代も変わり、余所からの出演依頼を受けるなどで出演機会を得ているようである。この時代に合わせた継承方法を検討していくことも必要で、意識的な発表の機会を設け、継承者の意欲向上に努めることが重要である。担い手についても地域と密接にかかわってきたが、その範囲を広くとらえること

も必要であろう。若い人、子供たちにどのように受け継いでいってもらうかが重要である。若い人たちを育てる体制づくりとして、不動堂神楽についても学校教育に取り入れたり、学校でやるだけではなく保存会などで直接指導していったりすることも大切である。学校とは切り離して、親たちにも働きかける必要性がある。特に関根神楽では急いでほしい。

事務局：現役で携わる大人の方が必要である。関根は教える方をどのように残していくかが緊急な課題で、不動堂の方は今の方々の体が動く間に、いかに子供に体験させるかが課題である。ポイントが若干異なるので、それぞれに合った進め方が必要である。

委員長：不動堂神楽は、各地の芸能大会に出演しているが、非常に楽しいと聞く。他の神楽団体との交流などもあり、今後の携わり方が変わっていくポイントの一つであろう。

栗野：関根神楽の指導者の状況は。

委員長：関根神楽の現状としては、3名の会員の内、教えられるのが二人、現場に出られるのは1人である。横山先生の年齢を考慮すると、外で教えを乞うのは難しく、境先生に頼る部分が多い。

只野：横山さんも年齢を考えれば若いとはいえ、やはり年齢相応の部分が目立ってきた。昔太鼓を叩かれていた境順次さんも亡くなられ、あまり状況は良くないと思える。

委員長：学校ではどうしても強制的な部分があり、やりたい子だけ集めてお稽古ごとの一環のような形でやるのでは、やる気が違うと思われる。サッカーなどと同じように取り組むことで、関心のある親御さん方を集めるのも一つの手である。できるだけたくさんの方の発表の機会を用意することも重要である。次回からは参加者や場所なども報告してほしい。

事務局：了解した。

委員長：山前自治会のような学習会は是非増やして行ってほしい。待っているだけではなくこちらから宣伝して活動して行ってほしい。出前的に実施していくのはいかがか。

只野：どなたが主催者だったのか。

事務局：区長経由で自治会での計画を知らされ、対応可能な旨を回答したところ、翌週に自治会の副会長さんから正式な依頼があった。

只野：自治会はそれぞれの特性があって良い。今回の動きは非常に素晴らしいものであるが、地に生えた運動として町内の方々にて実施していただきたいという期待と願望を持ったところである。何回目になるのか。

事務局：山前周辺では今回が初めてである。震災と前後して町でも山前公園の整備を少しずつ行ってきた。地元では、町が公園の整備をしているがそもそもこの公園はどのような公園なのか、といった疑問が生じ、やっと遺跡について関心を持っても

らったという状況である。山前周辺外からいらっしゃった方が多い地域でもあり、改めて知りたいというのが最初のようなのである。

只野：確かに山前団地の住人は多種多様な地域からいらっしゃった方である。勤め人も多く、そのような方のほうがより新しいものについての関心は持ちやすいのだと思う。そういった動きを是非積極的に支援してほしい。どのような資料を提示したのか。

事務局：発掘調査によって出土した遺物の実物をはじめ、調査時の現地説明会資料の写しなどを提示し、わかり易い説明に努めたところである。

委員長：私が住む隣の八幡の方々もそのような勉強会を行っている。各地域で同じような勉強会を積極的に開催し、文化財に関する種を撒くような活動を行ってほしい。

事務局：毎年どこからかは依頼を受け、説明には伺っているが、改めて文化財係からも提示できるように工夫したいとは考える。

末永：町全体としては出前講座というものはある。これまで生涯学習課で取りまとめたいたが、今だとまちづくり推進課が各課で説明できる一覧表を作って出してはいる。ただ、それだけで終わっており、こちらから積極的に提示していくようにしていかなければならないと感じている。

委員長：文化財についてのメニューとしても意図的に呼び掛けてもらいたい。その次の段階としてはガイドボランティアなどの養成も行い、地元の方々にも活躍してもらえるような形に結び付けてほしい。

事務局：地域で説明を行うと、文献からは調べきれない様々な情報を得ることができる。こちらから誘いながら事業を展開していきたい。

扇：それぞれの地域でやっている勉強会を、町として発表する場、地域の活動を発表する場というものを作っただけだと、主婦層や子供たちに来てもらうことができ、比較対象することでより地域についての関心を持ってもらうことに繋がると考える。自分たちのことを知って、地域の事を知っていかないと、史跡や民俗芸能についての考えに辿りつかない。知りたくてもなかなか本を読むのも大変だったりするので、講師から話を聞くというのも興味を喚起することに繋がる。なんらかの工夫が必要だと考えるので、町としても常日頃の町民の皆さんの活動を発表するという、全体としての活動を紹介するというのを検討して頂きたい。

栗野：昔、文化会館でパネルディスカッションをしたことはあった。しかし、それ一度きりで、その後は開催されていない。

扇：継続性が欲しい。予算の関係なのか、良いことだと思ってもいきなり無くなったり、次の年は行われなかったりで残念である。継続して実施することで、子供たちをはじめ、「なぜ、残さなければならないのか」というものを教え込んでいかなければならない。地域からと、町からと両方でやってほしい。

委員長：今のような要望を聞いても、関心は高いことだと思う。継続することも重要な

で、この意見を今後の政策に生かして行ってほしい。では次の議案に移る。事務局説明願う。

事務局：資料に基づき説明。

委員長：縄文時代早期後葉という表現だけでは、どのくらい前のことなのか分かりづらいので、現段階で分かっている数値だけでも明記してほしい。入れないと分からないので是非入れてほしい。

事務局：了解した。

曾 根：鹹水性というのはどういうことか。

事務局：最初は海産性という言葉を使っていたが、報告書に出てくる「鹹水」にあえて直した。辞書を引くと「鹹」は「海の」「しおからい」という意味を持つので、要は海水、海水で育った貝というものを表す言葉ではあるのだが、一般的には非常に分かりづらい。確かに一般的には海産性の方が分かりやすい。

委員長：伊藤信雄先生が報告書の中で海水ではなく「鹹水産」という言葉を用いており、後の研究でもそれを尊重していたものと考えられる。どういう理由によるものかわからないが、中国や韓国の学術論文の中で使われていたとかで、決して伊藤先生が勝手に作ったものではないと思う。

曾 根：それなのであれば、特に使用に反対するものではないが、是非この言葉の説明を必ず付して頂きたいと考える。

事務局：了解した。

栗 野：今後の整備についてはどう考えるか。

委員長：今も説明看板などで、注意喚起を促している。指定後は改めて周知徹底する必要がある。表採できるので注意は必要だし、学校などで見学が入る場合は、文化財に連絡してもらって体制を整えることが重要だ。

出土遺物は東北大学の所有になっているので、史跡は土地部分だけになる。

事務局：その所有権については、県教委の見解によると、そもそもは出土物の帰属は当初は発見の半年後は国になっていたという。その為、国立大学である東北大学に所有権が貴族したと考えられるという。現在は宮城県の帰属になっているが、それは平成12年ごろだったはずなので、それ以前であれば国で問題無いとのことであった。現在の法令では、そもそも遺失物は警察に届け出ることが前提であり、それがなされていない当時の状況を考えると、県の見解に沿って考えて問題無いと思う。

委員長：当時から不動堂村の土地であり、調査にあたっては村が全面的に協力している。調査後も所有権を所有するようなこともなかったと思われ、そもそも遺失物としての認識がなかったであろうことから、その所有権の帰属を争うことは現実的ではないと思われる。

委員長：ほかに無いようなので、今回の内容にて答申内容とする。では次の議案に移る。

事務局説明願う。

事務局：資料に基づき説明。

只 野：資料に基づき説明。

委員長：特に問題ないと考える。素山貝塚と併せて槻ノ木についてもこの内容で答申とする。よろしいか。

異議なしの声あり

委員長：了解した。それでは議事の審議については、これで終了する。

事務局：長くのご審議に感謝申し上げます。最後に末永からご挨拶申し上げます。

末 永：指定文化財についての答申を頂き感謝申し上げます。現任期はこの3月で終わりだが、次年度以降も引き続き在任頂きますようお願い申し上げます。

事務局：以上で終了とする。

「閉会」12:00

報告：文化財係 岩淵